

丹監委第 29 号

平成 23 年 5 月 27 日

請求人

● ● ● ● 様
● ● ● ● 様

丹波市監査委員 谷 垣 渉

丹波市監査委員 荻 野 拓 司

住民監査請求に伴う審査結果について

平成 23 年 5 月 18 日付丹監委第 30 号で受付した住民監査請求については要件審査の結果、別紙決定書のとおり決定したので通知します。

住民監査請求に係る決定書

第1 主 文

請求人丹波市●●●●●●●●●●番地 ●●●●氏並びに●●●●氏の丹波市消防署山東出張所整備事業に係る平成 23 年 5 月 18 日付住民監査請求は、これを却下する。

第2 理 由

請求人は請求書において、「丹波市長は、2010 年 3 月 25 日から 2010 年 9 月 27 日までの間に、丹波市消防署山東出張所の宅地造成ないし建物建築工事費用として 64,617,300 円の支出をした。しかし、違法・不当な意図のもとに土地取得と建物の建築を図ったものであり、違法な支出である。以上の違法・不当な支出の金額について、市長に返還を求めるなど必要な措置を取るよう勧告することを求める。」としている。

ここで、請求人が問題としているのは、「違法・不当に行った土地の取得と建物の建築行為」である。

地方自治法第 242 条第 2 項は、当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、住民監査請求をすることができないとして、期間制限規定を設けている。この起算日の取り扱いは、判例（昭和 55 年 11 月 17 日松山地裁判決他）によると、契約の締結が違法であることを理由とする住民監査請求の請求期間は、契約の履行の時期にかかわらず、当該行為のあった日である契約締結の日から起算することとされている。

そこで、本件における用地造成工事は平成 21 年 11 月 30 日に契約を締結し、また新築工事は平成 22 年 4 月 8 日に契約を締結しており、本措置請求日においては、それぞれ 1 年 5 月、1 年 1 月以上を経過している。

よって、本件における 2 件の工事請負契約の締結については、すでに請求期間の 1 年を徒過しており、住民監査請求の対象とすることができない。

平成 23 年 5 月 27 日

丹波市監査委員 谷 垣 渉

丹波市監査委員 荻 野 拓 司